

～消費税の事業者免税店制度と簡易課税制度の改正のあらまし～

平成15年度税制改正により消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から施行されています。このうち事業者免税点制度と簡易課税制度の改正のあらまきは、次のとおりです。

事業者免税点の引下げ

納税義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が**1,000万円**(改正前3,000万円)に引き下げられました。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。

事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば3月末決算法人の平成17年3月期(平16.4～17.3)は、基準期間である平成15年3月期(平14.4～15.3)の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、納税義務が生じます。

(設立1期目及び2期目で基準期間における課税売上高がない事業者並びに基準期間が1年未満の法人にあっては、異なりますので税務署までお尋ねください。)

【注意事項】

課税事業者(納税義務が免除されない事業者)に該当することとなった事業者は、速やかに「消費税課税事業者届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

課税事業者は、その課税期間における課税売上げに対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した残額を納付すべき消費税額として申告し、納税することになりますが、仕入税額控除を受けるためには、簡易課税制度を選択適用する場合を除いて、課税仕入れの事実を記録した帳簿及びその事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

簡易課税制度の適用上限の引下げ

簡易課税制度を選択適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の上限が**5,000万円**(改正前2億円)に引き下げられました。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。

事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば9月末決算法人の平成17年9月期(平16.10～17.9)は、基準期間である平成15年9月期(平14.10～15.9)の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することはできません。

(基準期間が1年で無い法人については、異なりますので税務署までお尋ねください。)

【注意事項】

簡易課税制度の適用を受けるためには、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署に提出する必要があります(選択した場合は2年間変更できません)。

平成16年4月以後最初に開始する課税期間が課税事業者になる場合で、直前の課税期間において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

このほか、平成16年4月1日から、消費者に対して値札やチラシなどによって、商品やサービスなどの価格をあらかじめ表示する場合には、総額表示(税込価格表示)が義務付けられています。

詳しくは、東京国税局ホームページ(アドレス=<http://www.tokyo.nta.go.jp>)の「お知らせ」にある「消費税コーナー」をご覧ください。